

行 動 計 画

令和 3 年 2 月 22 日

職員が仕事と子育てを安心して両立させることができ、職員が働きやすい環境をつくることによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容： 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

目標： 計画期間内に、全職員を対象に育児休業の取得率を 100%にする。

<対策>

- 1) 令和 3 年 4 月よりこの行動計画を全職員に回覧し、周知を図る。
- 2) 令和 3 年 4 月より育児休業の取得希望者には、制度の概要や法改正、規定の説明を行い、また職員への個別の説明や情報提供にも対応する。

3. 内容： 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
イ 年次有給休暇の取得のための措置の実施

目標： 全職員が休暇を取得しやすい雰囲気を作り、年次有給休暇の取得率 70%以上にする。

<対策>

- 1) 年次有給休暇の取得率の低い職員に対し、所属長から個別に休暇取得を奨励する。
- 2) 年次有給休暇の半日・時間単位における取得状況を把握・管理する。